

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

堺市長 永藤 英機

市町村名 (市町村コード)	堺市 (271403)	
地域名 (地域内農業集落名)	太平寺農空間保全地域 太平寺の一部	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月25日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・農地面積の95%が田で稲作が多い地域(水稻が中心で野菜類の栽培が一部行われている。) ・耕作者は79者(みどり公社管理地含む)で自作地84%、16%が利用集積等と農地の流動化は市内平均を上回る。 ・1者あたり平均耕作面積は12aと市内平均を下回り、耕作面積上位20名で地域内の農地面積の半数を耕作。 ・10年後の農地利用の意向は、自作面積3.32haのほか、貸し出し希望1.95haに対し、受け手の希望は〇〇ha。 ・後継者なしが35%、跡取りはいるが就農は未定が46%と後継者不足が顕著であり、新たな耕作者の確保・育成が必要。 ・耕作放棄地が増加傾向にあり、周辺の営農環境への悪影響が懸念されている。 ・農道が狭かったため、平成23年度から「農空間保全活性化事業」を適用し、土地基盤整備を含めた農空間整備のあり方について検討を進め、平成24年度から計画的に道普請を実施し営農環境を改善。(道普請:農道拡幅部分を所有者が土地提供し、作業は農家等が実施。市は材料費程度を補助) ・都市化が進展しつつある地域の周辺に位置しており、都市と農業の調和のとれた土地利用に努めるため「農空間活性化協議会」の活動を通じ、周辺の教育機関と連携した食農教育の実施や市と連携し農商工連携や地産地消に取り組み、平成30年度からはビール麦、令和2年度～5年度まで小学校給食におけるパン用の裸麦を栽培。 <p>実績:R元年産ビール麦575kg/15a、R2年産ビール麦75kg/15a、R3年産裸麦197kg/15a、R4年産裸麦180kg/11.6a、R5年産裸麦50kg/11.6a</p> <p>【基礎的データ】 市内の平均耕作面積 17.8a/1者あたり</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、現在の水稻栽培を主とする営農形態を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・全域が農振農用地区域内であり、農地はすべて農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農空間活性化協議会の構成員を中心に利用集積や農作業受託を行う。
 ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者をはじめ既存農業者や新規就農者などで、地域と調和、共生できる経営体の参入を促進し、農地の集積・集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア、経営転換する経営体は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 ・担い手の分散錯圃を解消するために利用権を設定・交換する場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・営農環境の改善に取り組む。
 ・農空間保全地域整備事業など、国や府の補助事業等の活用の検討を進める。
 ・道普請 延べ1071.2m(H24年度～R元年度)が完了。
 ・農のウォーキングロードを整備するため、馬場池堤体への植樹(桜など)を要望

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・水稻栽培に適しているため、担い手への集積・集約化を基本とし、スマート農業の導入等により省力化を実現することで営農の持続性を高める。
 ・地域と調和、共生できる経営体の確保・育成を図るため、関係機関と連携し、支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

・農空間活性化協議会の活動の中で農作業の受託にも取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等
<input type="checkbox"/> ⑤果樹等	<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設
<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他		

【選択した上記の取組方針】

③⑧ 年次的に整備してきた農業基盤の計画的な更新
 ⑧ 馬場池堤体への植樹(桜など)を実施し、水稻の圃場を農道(道普請完了)でネットワーク化し、農のウォーキングロードとして活用